

第128回 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

大阪市西区北堀江一丁目12番19号
当社7階会議室

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

KURIMOTO

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度 一部改定の件	
事業報告	33
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告書	56

株式会社栗本鐵工所

証券コード：5602

コーポレートメッセージ

モノづくりで未来を創る、クリモト

クリモトは、明治42年の創業以来、お客様満足第一のモノづくりに徹して、社会のインフラ整備、ライフラインや産業設備の拡充に貢献してきました。

これからも、115年で培った技術力にさらに磨きをかけ、独自の技術と製品・サービスで社会の生命線と人々の暮らしを守り、社会に貢献し続けたい。

そして、チャレンジ精神・創造力溢れるオンリーワン企業へ。

それが、クリモトの願いです。

経営理念

私たちは、全てのステークホルダーの期待と信頼に応え、常に最適なシステムを提供し、『夢ある未来』を創造します。

証券コード 5602

2024年6月11日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

大阪市西区北堀江一丁目12番19号

株式会社 栗本鐵工所

代表取締役社長 菊本 一 高

第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kurimoto.co.jp/ir/cat02/meeting.php>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「栗本鐵工所」または「コード」に当社証券コード「5602」（半角）を入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択し、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 大阪市西区北堀江一丁目12番19号 当社7階会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第128期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 第128期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類および計算書類に関する会計監査人監査結果ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に関する監査役会監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬制度一部改定の件

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力してください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時）

ご注意

- (1) 書面（郵送）による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (2) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (3) インターネットによる議決権行使は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

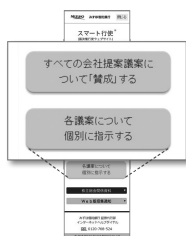
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1**回のみ。

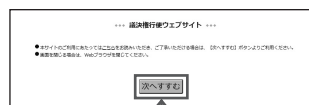
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

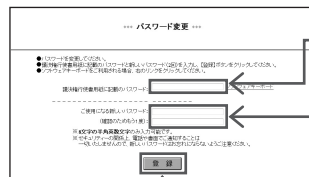
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

- ~~~~~
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「コーポレート・ガバナンスに対する取組みについて」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

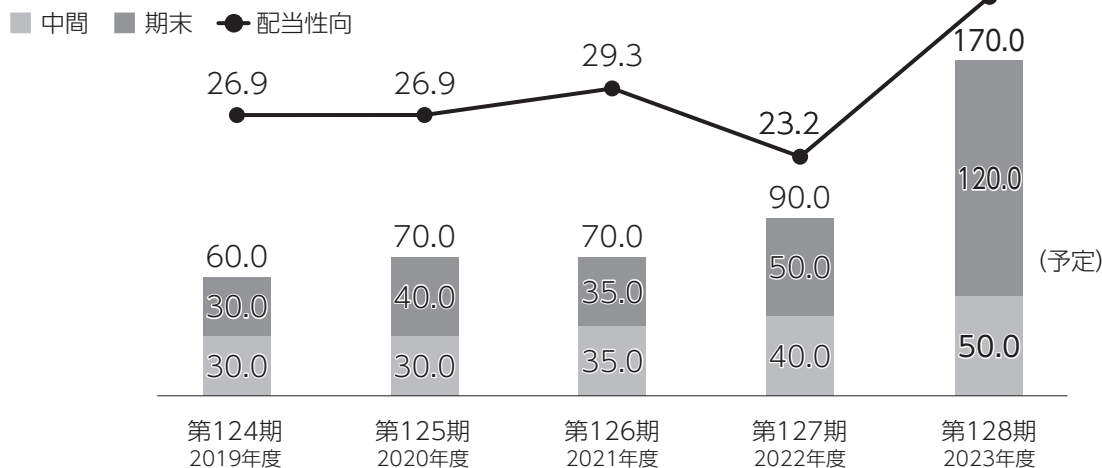
期末配当に関する事項

第128期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり170円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金120円 配当総額は1,458,397,080円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

ご参考 1株当たり配当金 (円) と配当性向の推移 (%)



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 菊本一高、新宮良明、織田晃敏、吉永泰治、浦地好博、丸谷等、近藤慶子、佐藤友彦、澤井清の9氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名（全員再選任候補者です。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況		
1	再任	きくもと 一高 菊本 一高	(男性)	代表取締役社長	100% (17回/17回)		
2	再任	しんぐう よしあき 新宮 良明	(男性)	取締役専務執行役員	100% (17回/17回)		
3	再任	おだ あきとし 織田 晃敏	(男性)	取締役上席執行役員	100% (17回/17回)		
4	再任	よしなが やすはる 吉永 泰治	(男性)	取締役上席執行役員	100% (17回/17回)		
5	再任	うらじ よしひろ 浦地 好博	(男性)	取締役上席執行役員	100% (17回/17回)		
6	再任	まるたに ひとし 丸谷 等	(男性)	取締役上席執行役員	100% (13回/13回)		
7	再任	こんどう けいこ 近藤 慶子	(女性)	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table> 取締役	社外	独立	100% (17回/17回)
社外							
独立							
8	再任	さとう ともひこ 佐藤 友彦	(男性)	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table> 取締役	社外	独立	100% (17回/17回)
社外							
独立							
9	再任	さわい きよし 澤井 清	(男性)	<table border="1"><tr><td>社外</td></tr><tr><td>独立</td></tr></table> 取締役	社外	独立	100% (17回/17回)
社外							
独立							

1 きくもと 菊本 かず たか 一高

再任

■ 生年月日	1956年4月14日生
■ 所有する当社の株式の数	17,047株
■ 取締役会出席状況	100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年11月 当社入社
- 2002年4月 当社建材事業部交野工場長
- 2005年4月 当社建材事業部業務部長
- 2009年4月 当社建材事業部技術本部長
- 2011年4月 当社執行役員産業建設資材事業本部化成品事業部長
- 2017年6月 当社取締役、産業建設資材・技術開発室担当
- 2018年4月 当社取締役、産業建設資材・技術開発室・物流担当
- 2018年6月 当社取締役上席執行役員、産業建設資材・技術開発室・物流担当
- 2021年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、2017年6月の取締役就任以降、産業建設資材セグメント・技術開発室の発展に大きく貢献するとともに、2018年4月からは産業建設資材セグメント・技術開発部門の担当に加えて、新たに物流を担当し、当社グループ経営に貢献してまいりました。2021年4月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引するなど、豊富な経験と実績、強いリーダーシップを有していることから、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 しん ぐう 新宮 よし あき 良明

再任

■ 生年月日	1957年7月21日生
■ 所有する当社の株式の数	14,262株
■ 取締役会出席状況	100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2002年3月 株式会社佐世保メタル工場長
- 2005年6月 クリモトメック株式会社代表取締役社長
- 2009年10月 当社執行役員機械システム事業本部素形材エンジニアリング事業部長
- 2013年6月 当社取締役、統括管理・品質管理・監査担当、大阪本店長
- 2016年4月 当社取締役、人事・総務・安全衛生・品質管理・生産担当、大阪本店長
- 2018年4月 当社取締役、機械システム・品質管理・安全衛生・生産担当
- 2018年6月 当社取締役上席執行役員、機械システム・品質管理・安全衛生・生産担当
- 2021年4月 当社取締役上席執行役員、グループガバナンス（安全・品質管理・環境・CSR・監査・関係会社）担当
- 2022年4月 当社取締役常務執行役員、グループガバナンス（安全・品質・環境・監査・関係会社）・CSR・総務・法務担当
- 2023年4月 当社取締役専務執行役員、財務・グループガバナンス（監査・関係会社）担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、2013年6月の取締役就任以降、人事・総務・安全・品質管理・生産のほか、機械システムセグメントを担当してまいりました。2021年4月からは、グループガバナンス（安全・品質管理・環境・CSR・監査・関係会社）を担当、また、2022年4月からは、取締役常務執行役員として総務・法務を担当に加えて当社グループの経営に貢献してまいりました。2023年4月からは、取締役専務執行役員として、財務およびグループガバナンス（監査・関係会社）を担当しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

3 おだ 織田 あきとし 晃敏

再任

■ 生年月日	1961年7月24日生
■ 所有する当社の株式の数	6,762株
■ 取締役会出席状況	100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2005年4月 当社企画本部事業企画部長
- 2014年7月 当社人事室長
- 2017年6月 当社執行役員総合企画室長
- 2019年4月 当社上席執行役員、財務・総合企画担当、総合企画室長
- 2020年6月 当社取締役上席執行役員、財務・内部統制・総合企画室・関係会社・監査担当
- 2021年4月 当社取締役上席執行役員、財務・内部統制担当
- 2022年4月 当社取締役上席執行役員、財務・人事担当
- 2023年4月 当社取締役上席執行役員、人事・総務・法務担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、2020年6月の取締役就任以降、財務・内部統制・総合企画室・関係会社・監査を担当し、2021年4月からは、財務・内部統制分野の強化に注力してまいりました。2022年4月からは、人事分野を担当し、2023年4月からは人事・総務・法務を担当しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 よし なが 吉永 やす はる 泰治

再任

■ 生年月日	1959年10月25日生
■ 所有する当社の株式の数	11,770株
■ 取締役会出席状況	100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 1 月 当社入社
- 2004年10月 当社堺工場鉄管事業部製造部長
- 2009年 3 月 当社パイプシステム事業本部生産本部長
- 2016年 7 月 当社執行役員鉄管事業部副事業部長
- 2019年 4 月 当社執行役員鉄管事業部長
- 2021年 4 月 当社上席執行役員ライフラインセグメント担当、パイプシステム事業部長
- 2022年 4 月 当社上席執行役員設備・物流担当
- 2022年 6 月 当社取締役上席執行役員、設備・生産担当
- 2023年 4 月 当社取締役上席執行役員、設備・生産・物流・CSR（安全・品質・環境）担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社鉄管事業部門の生産本部長（加賀屋工場長・堺工場長を兼務）を務め、ものづくりの生産性向上に大きく貢献してまいりました。2016年7月からは執行役員鉄管事業部（現パイプシステム事業部）副事業部長として、2021年4月からは上席執行役員ライフラインセグメント担当として、当社ライフライン事業における幅広い経験と実績、高い知見を活かして成果をあげました。2022年6月取締役に就任し、設備・生産を担当、2023年4月からは物流・CSR（安全・品質・環境）も担当しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5 浦地 好博

再任

■ 生年月日	1962年4月10日生
■ 所有する当社の株式の数	3,070株
■ 取締役会出席状況	100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年4月 当社入社
- 2009年10月 当社機械システム事業本部素形材エンジニアリング事業部営業本部長
- 2019年4月 当社執行役員素形材エンジニアリング事業部長
- 2021年4月 当社上席執行役員機械システムセグメント担当
- 2022年4月 当社上席執行役員海外・コンポジットPJ担当
- 2022年6月 当社取締役上席執行役員、海外・コンポジットPJ担当
- 2023年4月 当社取締役上席執行役員、海外・調達・コンポジットPJ担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社素形材エンジニアリング事業（鋳物・破碎機等）部門の営業部門長や事業部長、2021年4月からは上席執行役員機械システムセグメント担当など要職を歴任し、当社の機械システム事業分野に関する幅広い経験と実績、高い知見を活かして成果をあげました。2022年6月取締役に就任し、海外・コンポジットPJを担当、2023年4月からは、調達も担当しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

まる たに
6 丸谷

ひとし
等

再任

■ 生年月日	1962年1月19日生
■ 所有する当社の株式の数	2,178株
■ 取締役会出席状況	100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年4月 当社入社
- 2005年1月 当社バルブ事業部G S T室長代理
- 2007年2月 株式会社本山製作所執行役員生産本部長
- 2009年10月 当社パイプシステム事業本部生産本部副本部長
- 2015年4月 株式会社本山製作所取締役
- 2019年4月 株式会社本山製作所代表取締役社長
- 2020年4月 当社執行役員、株式会社本山製作所代表取締役社長
- 2023年4月 当社執行役員技術開発室・知財担当
- 2023年6月 当社取締役上席執行役員、技術開発室・知財担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社バルブ事業部門の生産部門等の部門長を歴任し、バルブ事業部門および本山製作所の業績向上に取組み、成果をあげました。2019年4月に本山製作所代表取締役社長に就任以降、同社の更なる収益向上に取組み、実績を重ねてまいりました。また、2023年4月からは当社執行役員として技術開発室・知財を担当、2023年6月に取締役に就任しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

7 こん どう 近藤 けい こ 慶子

再任 社外 独立

■ 生年月日 1963年1月5日生
 ■ 所有する当社の株式の数 1,571株
 ■ 取締役会出席状況 100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 九州大学法学部文部教官助手
 2009年4月 名古屋工業大学研究協力会事務局長
 2011年4月 名古屋工業大学産学官連携センター客員教授
 2012年9月 オックスフォード大学客員研究員
 2015年4月 国立研究開発法人科学技術振興機構マッチングプランナー・産学官連携推進マネージャー
 2018年4月 名城大学学術研究支援センター産学連携コーディネーター
 2019年6月 当社社外取締役（現在に至る）
 2021年4月 名城大学学術研究支援センターリサーチ・アドミニストレーター（UR A）
 2023年3月 同大学学術研究支援センターリサーチ・アドミニストレーター（UR A）退任

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大学研究機関の事務局長や客員教授、科学技術振興機構におけるマッチングプランナー・ナノテクマネージャーとしての経験から培われた、「産学官連携活動」に関する多面的かつ専門的な知見を有しております。また、豊富な海外経験を通じて、海外研究者の実情等、国際事情にも精通しております。同氏のこれまでの実績に基づく外部からの視点が、「ダイバーシティの推進」や「産学官連携活動」の推進に有用であり、外部有識者として経営陣から独立した客観的立場から経営への適切な助言を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由ならびにこれまでの当社社外取締役としての実績により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

8 さ とう 佐藤 とも ひこ 友彦

再任 社外 独立

■ 生年月日 1955年6月22日生
■ 所有する当社の株式の数 1,603株
■ 取締役会出席状況 100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 稲畑産業株式会社入社
2012年6月 同社執行役員住環境本部長
2013年6月 同社取締役執行役員住環境本部担当
2015年6月 同社取締役常務執行役員合成樹脂第二本部・住環境本部担当
2019年6月 同社取締役常務執行役員化学品セグメント・人事担当
2021年6月 同社非常勤顧問
2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）
2022年6月 稲畑産業株式会社非常勤顧問退任

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、専門商社にて主に住環境、合成樹脂、化学品等の事業分野において、取締役を含めた要職を歴任された実績を有しております。同氏のこれまでの実績に基づく外部からの視点が、当社グループの経営全般、とりわけ当社の「経営体制の充実と多様性の確保」、「コーポレートガバナンスの強化」に有用であり、経営陣から独立した客観的立場から当社グループ経営への適切な助言を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

9 ^{さわ い}澤井

^{きよし}清

再任 社外 独立

■ 生年月日 1954年6月6日生
■ 所有する当社の株式の数 985株
■ 取締役会出席状況 100% (17回/17回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社鴻池組入社
2008年11月 同社執行役員東京本店副本店長（土木担当）
2010年11月 同社常務執行役員東日本所管統括
2011年11月 同社取締役常務執行役員東日本所管統括
2014年11月 同社取締役常務執行役員本社土木事業本部長
2016年11月 同社取締役専務執行役員本社土木事業本部長
2017年11月 同社執行役員副社長
2018年12月 同社常任顧問
2019年12月 同社常任顧問退任
2022年6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、総合建設会社にて主に土木の事業分野において、取締役を含めた要職を歴任された実績を有しております。同氏のこれまでの実績に基づく外部からの視点が、当社グループの経営全般、とりわけ当社の「土木事業分野の充実と発展」、「コーポレートガバナンスの強化」に有用であり、経営陣から独立した客観的立場から当社グループ経営への適切な助言を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 各取締役候補者については、社外取締役を委員長とする「指名・報酬委員会」における諮問を経た上で、取締役会決議により決定しております。
3. 近藤慶子氏、佐藤友彦氏および澤井清氏は、社外取締役候補者であります。なお、近藤慶子氏、佐藤友彦氏および澤井清氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって、近藤慶子氏が5年、佐藤友彦氏が3年、澤井清氏が2年となります。
4. 当社は、近藤慶子氏、佐藤友彦氏および澤井清氏との間で、当社定款第28条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。
5. 近藤慶子氏、佐藤友彦氏および澤井清氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が社外取締役に再任された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、フリモト役員持株会における本人の持分を含めております。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役・監査役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会、監査役会の構成および各役員の専門性は、次のとおりとなる予定であります。

氏名	担当業務	企業経営	技術・開発	ものづくり 品質	財務	ヒューマン リソースマ ネジメント	C S R サステイナ ビリティ
菊本 一高 (男性)	—	●	●	●	●	●	●
新宮 良明 (男性)	財務・グループガバナンス (監査・関係会社)	●		●	●	●	●
織田 晃敏 (男性)	人事・総務・法務	●			●	●	
吉永 泰治 (男性)	設備・生産・物流・C S R (安全・品質・環境)	●		●		●	●
取締役 浦地 好博 (男性)	海外・調達・コンポジット P J	●				●	
丸谷 等 (男性)	技術開発室・知財	●	●	●		●	
近藤 慶子 (女性)	—	●	●			●	●
佐藤 友彦 (男性)	—	●				●	●
澤井 清 (男性)	—	●	●	●		●	●
藤本 幸隆 (男性)	—	●				●	●
監査役 有田 真紀 (女性)	—	●			●		
本多 修 (男性)	—	●			●	●	●

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役 澤井幹人氏および道幸静児氏の選任の効力が本定時株主総会開始のときをもって失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者村田実氏は、監査役藤本幸隆氏の補欠監査役として、候補者道幸静児氏は、社外監査役の有田真紀氏および本多修氏の補欠監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

1 むら た 村田 みのる 実

■ 生年月日

1953年2月14日生

■ 所有する当社の株式の数

6,300株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1977年4月 当社入社
2002年3月 当社鉄構事業部業務部長
2006年4月 株式会社クリモテクノス管理本部長
2008年1月 当社執行役員建材事業部長
2010年5月 当社執行役員品質管理室長
2013年2月 当社執行役員総務部長、品質管理室長
2014年10月 当社執行役員品質管理室長
2015年6月 当社常勤監査役
2016年6月 株式会社タクマ社外取締役（監査等委員）
2023年6月 当社常勤監査役退任
当社顧問（現在に至る）

補欠監査役候補者とした理由

同氏は、当社における鉄構部門や建材部門、品質管理部門、総務部門など事業・管理部門での豊富な経験および当社における監査役としての経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、補欠監査役候補者といたしました。

2 ^{どう こう}道幸 ^{せい じ}静児

社外 独立

■ 生年月日
■ 所有する当社の株式の数

1958年5月5日生
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）大阪事務所入所
1990年7月 道幸公認会計士事務所開設（現在に至る）
1995年6月 ナニワ監査法人（現 ひびき監査法人）社員
1999年1月 同法人代表社員
2009年9月 大阪監査法人（現 ひびき監査法人）理事長
2021年6月 同法人理事長退任（現在に至る）

補欠社外監査役候補者とした理由

同氏は、監査法人にて培われた会計知識と豊富な経験を有しており、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、補欠社外監査役候補者としたしました。

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 道幸静児氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 3. 道幸静児氏が社外監査役に就任された場合には、当社定款第38条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額といたします。
 4. 道幸静児氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は新たに同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬制度一部改定の件

本議案は、現在の取締役に対する株式報酬制度を、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付する仕組みに改定すること、あわせて株式報酬のポイント数の上限についてご承認をお願いするものです。

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「現行BBT制度」といいます。）の導入について、ご承認いただき、2021年6月25日開催の第125回定時株主総会において現行BBT制度の報酬枠再設定のご承認をいただき、現在に至ります（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

当社は、企業価値向上に資する様々なインセンティブプランを検討してまいりましたところ、信託スキームとRSスキームで得られるメリットを最大限に活用することによって、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることができるインセンティブプランにすべく、現行BBT制度の一部を改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）とすることその他所要の変更を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針案（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、1994年6月29日開催の第98回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（月額27百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本改定の内容（本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容）

現行BBT制度の内容を下記のとおり一部改定し、本制度といたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「取締役株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「取締役株式給付規程」の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、上記（3）の信託期間開始時に、2016年3月末日で終了した事業年度から2018年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度を対象として当社の取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、92,950,000円を本信託に拠出しております。その後、2022年11月に55,930,000円を本信託に追加拠出しております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

なお、本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けておりません。

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行BBT制度を本制度に改定し、本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社は、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を本信託に追加拠出します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり48,000ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、144,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月13日の終値4,330円を適用した場合、上記の必要資金は、約624百万円となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当初対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式等の給付が未了であるものを除きます。）（以下「残存株式」といいます。）及び金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は当初対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、残存株式等があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、2016年3月末日で終了した事業年度から2018年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度につきましては、当社の自己株式処分を引き受ける方法により55,000株を、2022年11月には34,000株を取得しています。

なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1事業年度当たり48,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は144,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、「取締役株式給付規程」に基づき業績達成度や役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、48,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数480個の発行済株式総数に係る議決権数121,269個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.40%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記（７）の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、「取締役株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、「取締役株式給付規程」の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「取締役株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10)信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「取締役株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

①譲渡制限の内容

取締役は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③譲渡制限の解除

取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

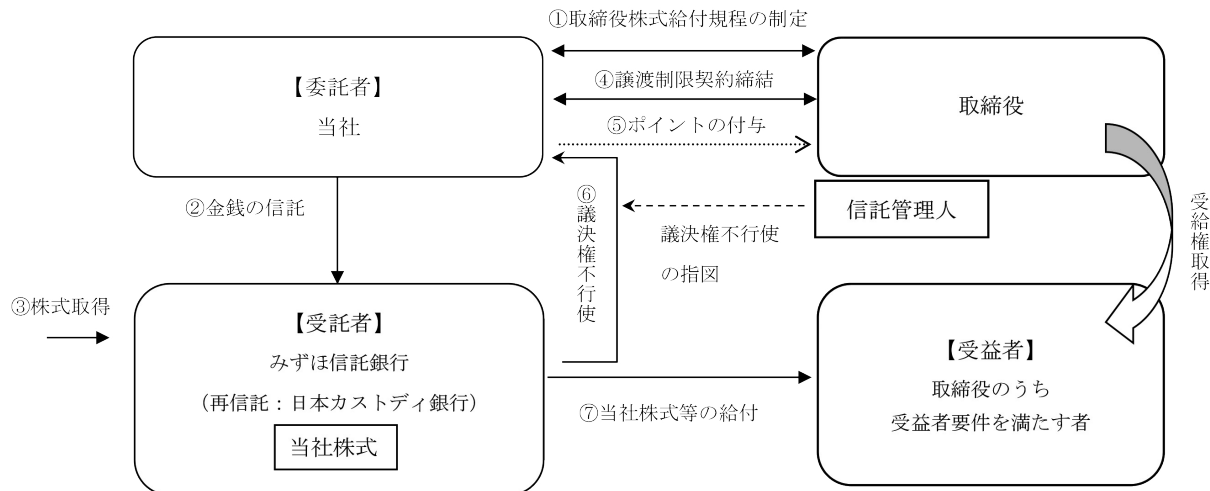
④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「取締役株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「取締役株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役のうち「取締役株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「取締役株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（案）>

（本内容は、本議案を原案どおりご承認いただき、かつ本定時株主総会終結後の当社取締役会において役員報酬の構成を一部変更する決議をおこなうことを前提としております。）

a. 報酬等の決定方針等

当社の役員報酬制度は、①持続的な企業業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、②会社業績・成果、および取締役の役割・責任との連動が高いものであること、③報酬決定のプロセスが客観的で透明性が高いものであること、を方針とすることを取締役会で決定しております。

b. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、次のとおりとなっております。

・取締役（社外取締役を除く）

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定する「基本報酬部分」（全体の65%）および「株式報酬部分」（全体の10%）、ならびに「業績連動報酬部分」（全体の25%）により構成されております。業績連動報酬部分は0%から200%の範囲で変動し、そのうち100%を超える部分の50%については、株式にて支給します。

・監査役（社外監査役を除く）

監査役の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

・社外役員

社外役員の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

c. 業績連動報酬等に関する事項

「業績連動報酬部分」は、「営業利益計画達成率（期初計画）」、「営業利益前年度比」、「R O E 計画達成率（中期経営計画）」、および「個人ミッション達成度」により算定し、0%～200%の範囲で変動するものであります。「業績連動報酬部分」のうち、上記b.のとおり100%に達するまでの部分は金銭にて支給し、100%を超え200%までの部分は、その50%を金銭にて、50%を株式にてそれぞれ支給します。

当該業績指標を採用している理由は、取締役が果たすべき業績責任の成果をはかる上で、「営業利益」については単年度業績の指標として、「R O E」については中長期業績の指標として株価との相関関係も高く、それぞれ最も適切な指標であると判断したためです。

d. 非金銭報酬等に関する事項

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「取締役株式給付規程」に従って、業績達成度や役位等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

これにより取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

e. 報酬の決定方法

当社の役員報酬のうち、金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役月額27百万円以内（但し、使用人分給与は含みません）、監査役月額5百万円以内と決議をいただいております。これを上限として、役員報酬は、「役員報酬規程」に定める算定方法で算定し支払われます。なお、第98回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は20名、監査役の員数は4名です。

また、当社の役員報酬のうち、取締役に付与されるポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）は、2024年6月26日開催の第128回定時株主総会において、1事業年度当たり48,000ポイントを上限とすることを決議いただいております。なお、第128回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は6名です。

f. 報酬の決定手続（決定の委任）に関する事項

取締役の個人別報酬の決定手続は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているとの理由から、代表取締役社長に一任しております。代表取締役社長は、上記b.からd.に記載の算定方法に基づいて、株主総会決議の範囲内で、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、「指名・報酬委員会」に諮問の上、各取締役の報酬を決定しております。また、監査役の報酬は、監査役の協議に一任しております。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

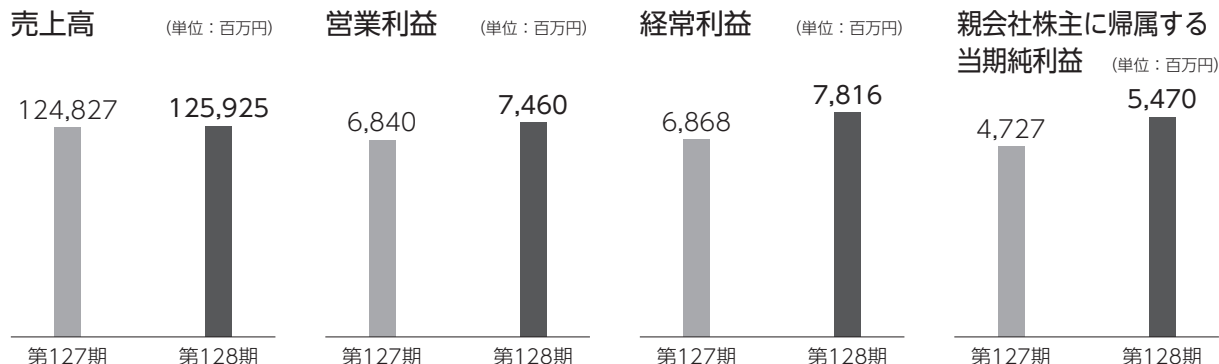
① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、為替変動、資源価格の高騰や物価上昇の影響がありました。新型コロナウイルス感染症の第5類移行後、社会経済活動の正常化が進み雇用や所得環境が改善し、景気は緩やかに回復してまいりました。しかしながら、不安定な国際情勢の中、依然として経済情勢は先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、企業価値の更なる向上と経営基盤強化のため、原価低減活動や営業活動の強化に努め、事業展開を図っております。

当社グループの当連結会計年度の業績は、「機械システム事業」にて売上高が減少しましたが、「ライフライン事業」「産業建設資材事業」において売上高が増加したことにより、前連結会計年度比1,097百万円増収の125,925百万円となりました。

利益面につきましては、売上高の増加、売上構成の変化に加え原価低減活動の効果もあり、営業利益では、前連結会計年度比620百万円増益の7,460百万円の利益となりました。また、経常利益は、前連結会計年度比947百万円増益の7,816百万円の利益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上、法人税等の計上などにより、前連結会計年度比743百万円増益の5,470百万円の利益となり、過去最高益を更新いたしました。

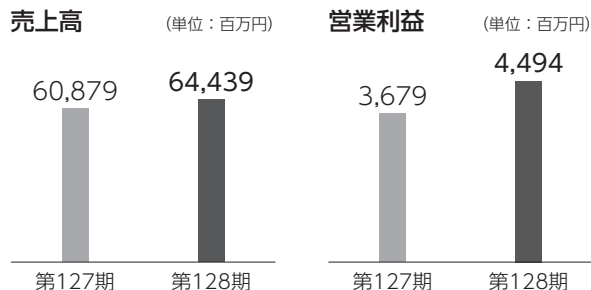


セグメントの業績は、次のとおりであります。

ライフライン事業

「ライフライン事業」は、売上高につきましては、パイプシステム部門にて売上が堅調に推移し、バルブシステム部門において大型案件の売上高が増加したことなどにより、前連結会計年度比3,560百万円増収の64,439百万円となりました。

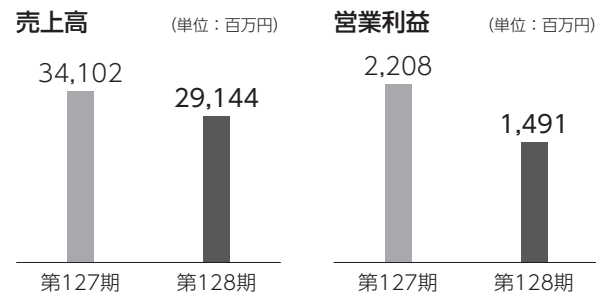
営業利益につきましては、増収に加え、原価改善も進んだことにより、前連結会計年度比815百万円増益の4,494百万円の利益となりました。



機械システム事業

「機械システム事業」は、売上高につきましては、素形材部門において破砕機および部品の売上高が増加しましたが、機械システム部門において前連結会計年度に売上高が集中した反動でプレス機器、プラント案件等の売上高が減少したことなどにより、前連結会計年度比4,957百万円減収の29,144百万円となりました。

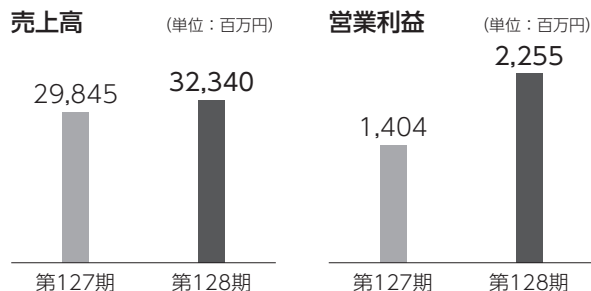
営業利益につきましては、機械システム部門が減収となった影響などにより、前連結会計年度比717百万円減益の1,491百万円の利益となりました。



産業建設資材事業

「産業建設資材事業」は、売上高につきましては、建材部門において消音製品の売上高が増加したことに加え、大型物件の完工により空調製品の売上高も増加しました。また、化成品部門においては電力向けおよび小水力発電向けの製品の売上高が増加したことなどにより、前連結会計年度比2,495百万円増収の32,340百万円となりました。

営業利益につきましては、増収に加え、高付加価値製品の売上比率の増加などにより、前連結会計年度比851百万円増益の2,255百万円の利益となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,788百万円で各工場の合理化、省力化ならびに機能更新を行いました。当連結会計年度中に完成しました主なものは、加賀屋工場および堺工場のダクタイトイル鉄管製造設備、住吉工場のバルブ製造設備であり、継続中の主なものは、加賀屋工場のダクタイトイル鉄管製造設備であります。

③ 資金調達の状況

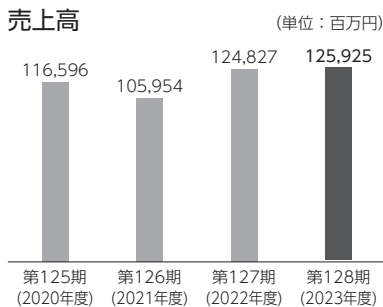
当連結会計年度において、当社は2020年12月28日に関係金融機関と契約を行ったシンジケーション方式による総額300億円のコミットメントライン契約の満期終了に伴い、2023年12月27日に関係金融機関との間で、シンジケーション方式による総額250億円のコミットメントライン契約を締結しました。

(2) 財産および損益の状況

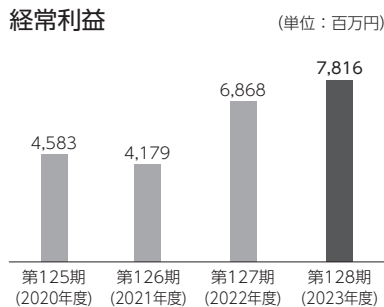
区 分		第125期 2020年度	第126期 2021年度	第127期 2022年度	第128期 (当連結会計年度) 2023年度
売上高	(百万円)	116,596	105,954	124,827	125,925
経常利益	(百万円)	4,583	4,179	6,868	7,816
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,174	2,917	4,727	5,470
1株当たり当期純利益	(円)	260.42	239.17	387.27	452.11
総資産	(百万円)	134,477	139,722	145,164	151,176
純資産	(百万円)	65,111	67,619	72,963	82,730
1株当たり純資産額	(円)	5,245.94	5,436.86	5,865.19	6,743.68

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算定しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算定しております。

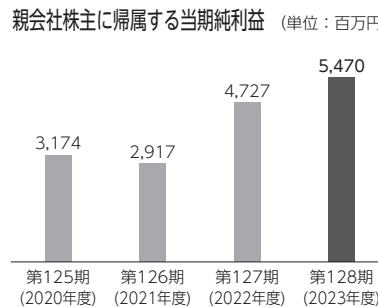
売上高



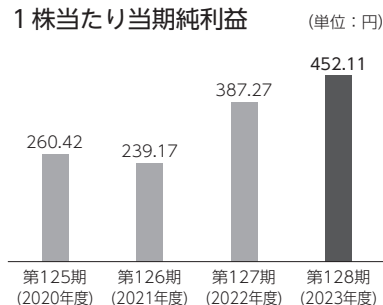
経常利益



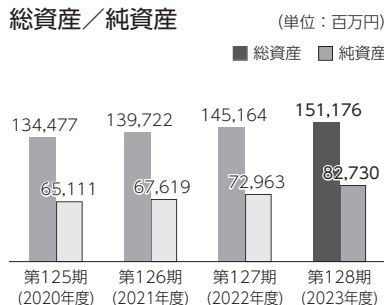
親会社株主に帰属する当期純利益



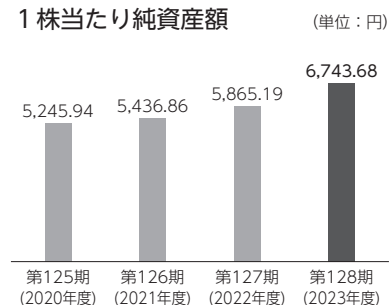
1株当たり当期純利益



総資産／純資産



1株当たり純資産額



(3) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な事業内容	当社の出資比率
栗本商事株式会社	100百万円	ダクタイトイル鉄管・軽量鋼管その他販売	100.0%
ヤマトガワ株式会社	60	ダクタイトイル鉄管・バルブ類・合成樹脂製品・各種鋼管の販売、継ぎ手工事	100.0
株式会社本山製作所	300	各種バルブ、同付属品の製造、販売およびメンテナンス	100.0

(注) 当社の出資比率は、議決権比率を記載しております。

② 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、1909年の創業以来115年にわたって、お客様満足第一の製品の供給とサービスの提供により、社会のインフラ整備、ライフラインや産業設備の拡充に取り組んでまいりました。

引き続き、一層価値ある企業グループであるために、創業から築き上げてきたお客様との信頼関係と豊富な納入実績に裏打ちされたソリューション、提案力という当社グループの強みを活かし、企業理念ならびに経営理念を実践いたします。結果、当社グループのありたい姿である「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の「三方よし」に、「未来もよし」を加えた「四方よし」の精神で、将来にわたって社会へ貢献できる企業グループを目指してまいります。

このため、経営理念やありたい姿の実現に向け、「サステナビリティ基本方針」「ダイバーシティ方針」「株主還元方針」を経営の基本方針として定め、サーキュラーエコノミーと持続的成長の両立を可能とするビジネスコンセプトを推進してまいります。～モノづくりから価値づくり～をキーワードに社会課題の解決や顧客価値の創造に取組み、最適なサステナビリティを推進する循環型ビジネスモデルの構築を目指してまいります。

② 中期的な課題と経営戦略

前中期3カ年経営計画は、新型コロナウイルス感染症の広がり、先行き不安な中、2021年度に策定したものでありますが、初年度である2021年度の売上高を除き、売上高、営業利益、売上高営業利益率、ROEという経営指標について、計画値を上回る結果となりました。

当社グループでは、このたび、上記①経営の基本方針に基づき、2030年にありたい姿である『「四方よし」の精神に基づき、将来にわたって社会へ貢献できる企業グループ』を目指し、資本コスト経営の推進とサステナビリティ経営の推進を図り、全てのステークホルダーの期待に応えるべく、2024年度を初年度とする新中期3カ年経営計画を策定いたしました。

本計画期間である2024年度～2026年度を、2030年にありたい姿に向けた変革成長準備期間と位置づけ、①安定収益事業の収益力強化と成長牽引事業への積極的投資で「成長」を推進するとともに、②資本コストや株価を意識した経営の実現に向け積極的な対応を図り、③ESG経営を継続して進めることといたしております。

なお、新中期3カ年経営計画期間における定量目標は以下に記載のとおりです。

これらの目標値達成に向けて、当社グループ一丸となって努力を続けてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新中期3カ年経営計画期間における定量目標

	2023年度(実績)	2024年度(計画値)	2025年度(計画値)	2026年度(計画値)
売上高 (百万円)	125,925	124,000	125,000	130,000
営業利益 (百万円)	7,460	7,000	7,500	8,000
売上高営業利益率 (%)	5.9	5.6	6.0	6.2
ROE (%)	7.1	3年間継続して7.0%以上		

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

事業区分	部門	主要製品名
ライフライン事業	パイプシステム部門 バルブシステム部門	ダクト用鉄管（直管、異形管、接合部品）、耐摩耗管、管路の設計・施工・施工監理および管路調査・点検等の維持管理業務、バタフライ弁、ソフトシール仕切弁、スリーブ弁、火力発電設備用弁、貯水槽用緊急遮断弁、各種調整弁、ゲート、可動堰、偏心構造弁、高炉用弁類、放流弁、鉄管弁、水車入口弁、スプリンクラー用予作動式（負圧湿式、乾式）流水検知装置、調節弁、安全弁
機械システム事業	機械システム部門 素形材部門	微粉碎機、分級機、造粒機、乾燥機、焼成機、混合・混練・分散機、反応機、溶剤回収装置、二次電池材料製造装置、各種産業機械、試験機械、プラントおよびシステム設備、鍛造プレス、ベンディングロール、鍛圧機各種周辺装置、プラントエンジニアリング事業、各種プラントの設計・製作・調達・建設・試運転およびメンテナンス、破碎機、粉碎機、搬送機械、耐摩耗鋳物、耐熱鋳物、耐摩耗ポンプ、鉄道用ブレーキディスク、ブレーキライニング、(英) T E R E X F I N L A Y 商品
産業建設資材事業	建材部門 化成品部門	スパイラルダクト、各種フレキシブルダクト、サイレントフレックス、各種消音製品、ステンレスダクト、スーパースパイラル、プレミアムスパイラルダクト、各種コーティングダクト、コルエアダクト（段ボール製ダクト）、ワインディングシース、ポリエチレンシース、各種道路更新製品、ワインディングパイプ（箱抜き、人通路）、梁貫通孔補強筋、中空スラブ、消音・騒音対策事業（測定・設計・製作・施工・確認）、透光型吸音パネル（ビューゾーン）、強化プラスチック複合管（FRPM管）、強化プラスチック管（FRP管）、強化プラスチック複合板（FRPM板）、FRPコア、FRP検査路、FRP引抜成形品、各種合成樹脂成形品、ポリエチレンパイプ

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

株式会社栗本鐵工所	本 社	大阪（大阪市西区）
	支 社	東京（東京都港区）
	支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、名古屋、中国（広島市）、九州（福岡市）
	工 場	加賀屋、住吉、堺、交野（以上大阪府）、古河（茨城県）、札幌、仙台、知多（愛知県）、岡山、福岡、湖東（滋賀県）、滋賀
栗本商事株式会社	本 社	大阪（大阪市西区）
	支 店	東京（東京都港区）、九州（福岡市）
	営業所	沖縄、名古屋、広島、仙台
	工 場	守口（守口市）
ヤマトガワ株式会社	本 社	大阪（大阪市西区）
	支 店	兵庫（神戸市）、南大阪（貝塚市）、京都（京都府久世郡）、三重（津市）、名古屋、関東（さいたま市）、東京（東京都港区）、足立（東京都足立区）、西東京（川崎市）、中国（広島市）、山口（防府市）、九州（福岡市）、宮崎、熊本
	営業所	堺（堺市西区）、和歌山
株式会社本山製作所	本 社	宮城（黒川郡）
	支 店	東京（川崎市）、大阪（大阪市西区）
	営業所	札幌、東北（黒川郡）、上越（上越市）、関東（市原市）、静岡、名古屋（北名古屋市）、水島（倉敷市）、徳山（周南市）、四国（新居浜市）、大分
	工 場	宮城（黒川郡）

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,121名	14名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,316名	11名減	45.5歳	21.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,739百万円
株式会社三井住友銀行	2,814
株式会社りそな銀行	2,059
みずほ信託銀行株式会社	1,364
太陽生命保険株式会社	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	786

- (注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,376,600株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,798,490株 |
| ③ 株主数 | 6,446名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,130千株	9.2%
太陽生命保険株式会社	1,088	8.9
日本生命保険相互会社	678	5.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	660	5.4
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	588	4.8
株式会社りそな銀行	444	3.6
株式会社みずほ銀行	362	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	320	2.6
岩谷産業株式会社	289	2.3
クリモト従業員持株会	272	2.2

- (注) 1. 当社は自己株式（645,181株）を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には、株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式32,475株は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 自己株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2023年8月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の取得をいたしました。

取得した株式の種類および総数 普通株式 242,400株

取得価額の総額 699百万円

取得した期間 2023年8月7日から2023年8月29日まで

② 自己株式の消却

2023年8月4日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の消却をいたしました。

消却した株式の種類および総数 普通株式 300,000株

自己株式消却額 659百万円

消却した日 2023年8月31日

③ 自己株式の処分

2023年9月28日開催の取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式の処分をいたしました。

処分した株式の種類および総数 普通株式 144,200株

処分価額の総額 414百万円

処分した日 2023年12月27日

(4) 会社役員の様況

① 取締役および監査役の様況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長	菊本 一高	
取締役	新宮 良明	専務執行役員 財務・グループガバナンス (監査・関係会社) 担当
取締役	織田 晃敏	上席執行役員 人事・総務・法務担当
取締役	吉永 泰治	上席執行役員 設備・生産・物流・CSR (安全・品質・環境) 担当
取締役	浦地 好博	上席執行役員 海外・調達・コンポジットPJ担当
取締役	丸谷 等	上席執行役員 技術開発室・知財担当
取締役	近藤 慶子	
取締役	佐藤 友彦	
取締役	澤井 清	
常勤監査役	藤本 幸隆	
監査役	有田 真紀	日本PCサービス株式会社 社外取締役 株式会社ダイケン 社外取締役
監査役	本多 修	リケンNPR株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役近藤慶子氏、取締役佐藤友彦氏および取締役澤井清氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役有田真紀氏および監査役本多修氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役有田真紀氏は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役近藤慶子氏、取締役佐藤友彦氏および取締役澤井清氏、監査役有田真紀氏および監査役本多修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2023年6月28日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって、串田守可氏は取締役を退任いたしました。
 6. 2023年6月28日開催の第127回定時株主総会において、丸谷等氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 7. 2023年6月28日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって、村田実氏は監査役を退任いたしました。
 8. 2023年6月28日開催の第127回定時株主総会において、藤本幸隆氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在、取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	小島 眞也	成長戦略推進室長
執行役員	野口 安次	財務・内部統制担当
執行役員	廖 金孫	技術開発室長
執行役員	美濃 雅信	機械システム事業部長
執行役員	佐野 康雄	建材事業部長
執行役員	田淵 泰志	バルブシステム事業部長
執行役員	藤本 容志	素形材エンジニアリング事業部長
執行役員	中西 総一郎	パイプシステム事業部長
執行役員	葛岡 貴則	栗本商事株式会社代表取締役社長
執行役員	栗本 健	パイプシステム事業部 副事業部長 兼 開発統括本部長
執行役員	松村 信	化成品事業部長

- (注) 1. 2024年3月31日付をもって、廖金孫氏は執行役員を退任いたしました。
 2. 2024年4月1日付をもって、裕昌也氏は執行役員 技術開発室長に、総合企画室長の犬野博史氏は執行役員にそれぞれ就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役近藤慶子氏、取締役佐藤友彦氏および取締役澤井清氏は、当社定款第28条および会社法第427条第1項の規定に基づき、また、当社と監査役有田真紀氏および監査役本多修氏は、当社定款第38条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしております。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものです。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害を除く等の一定の免責事由を定めております。なお、保険料については、当社および当社の子会社が全額負担をいたしております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

a. 報酬等の決定方針等

当社の役員報酬制度は、①持続的な企業業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、②会社業績・成果、および取締役の役割・責任との連動が高いものであること、③報酬決定のプロセスが客観的で透明性が高いものであること、を方針とすることを取締役会で決定しております。

b. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、次のとおりとなっております。

・取締役（社外取締役を除く）

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定する「基本報酬部分」（全体の70%）および「株式報酬部分」（全体の5%）、ならびに「業績連動報酬部分」（全体の25%）により構成されております。業績連動報酬部分は0%から200%の範囲で変動し、そのうち100%を超える部分の50%については、株式にて支給します。

・監査役（社外監査役を除く）

監査役の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

・社外役員

社外役員の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

なお、2024年7月以降、社外取締役を除く取締役の報酬については、全体の水準を変えずに、固定的な基本報酬の割合を減らし、インセンティブ報酬の割合を増やすよう、「基本報酬部分」を全体の70%から65%に、「株式報酬部分」を全体の5%から10%に、それぞれ改定することを、2024年6月26日開催の第128回定時株主総会終結後の当社取締役会において決定する予定としております。

d.非金銭報酬等に関する事項

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託（B B T（=Board Benefit Trust）」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「取締役株式給付規程」に従って、業績達成度や役位等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が本信託を通じて、原則として毎年2回給付される株式報酬制度であります。

これにより取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

e.報酬の決定方法

当社の役員報酬のうち、金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役月額27百万円以内（但し、使用人分給与は含みません）、監査役月額5百万円以内と決議をいただいております。これを上限として、役員報酬は、「役員報酬規程」に定める算定方法で算定し支払われます。なお、第98回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は20名、監査役の員数は4名です。

また、当社の役員報酬のうち、取締役に付与されるポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）は、2021年6月25日開催の第125回定時株主総会において、1事業年度当たり48,000ポイントを上限とすることを決議いただいております。なお、第125回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

f.報酬の決定手続（決定の委任）に関する事項

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬の決定手続は、2023年6月28日開催の第127回定時株主総会後に開催された取締役会決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ、取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているとの理由から、代表取締役社長 菊本一高（以下、「代表取締役社長」といいます。）に一任いたしました。代表取締役社長は、上記b.からd.に記載の算定方法に基づいて、株主総会決議の範囲内で、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、「指名・報酬委員会」に諮問の上、各取締役の報酬を決定いたしました。また、監査役の報酬は、監査役の協議に一任しております。

2. 当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	金銭報酬 (百万円)		非金銭報酬 (百万円)		給付株式数 (株)	員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	業績連動報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	197	129	51	9	8	10,347	7
監査役 (社外監査役を除く)	19	19	—	—	—	—	2
社外取締役	24	24	—	—	—	—	3
社外監査役	13	13	—	—	—	—	2

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した役員も含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」にて決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、決定方針に沿うものと判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (17回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 近藤慶子	17回	100%		
取締役 佐藤友彦	17回	100%		
取締役 澤井 清	17回	100%		
監査役 有田真紀	17回	100%	12回	100%
監査役 本多 修	17回	100%	12回	100%

- ・取締役会および監査役会における発言状況

取締役近藤慶子氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、大学研究機関の事務局長や客員教授、科学技術振興機構にて培われた経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。

取締役佐藤友彦氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、合成樹脂、化学品等の事業分野の専門商社で取締役を含めた要職を歴任され、事業面、経営面双方の豊富な経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。

取締役澤井清氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、総合建設会社にて土木の事業分野で取締役を含めた要職を歴任され、事業面、経営面双方の豊富な経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。

監査役有田真紀氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および全ての監査役会に出席し、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、公認会計士として専門的な見地から、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

監査役本多修氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および全ての監査役会に出席し、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、金融機関における長年の経験と豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

- ・重要な兼職先と当社との関係

監査役有田真紀氏は、日本P C サービス株式会社の社外取締役および株式会社ダイケンの社外取締役であります。当社と、日本P C サービス株式会社および株式会社ダイケンの間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

監査役本多修氏は、リケンN P R 株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社とリケンN P R 株式会社の間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている内容としましては、税務関連業務によるものであります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	94,987	流動負債	59,442
現金及び預金	19,368	支払手形及び買掛金	14,036
受取手形、売掛金及び契約資産	38,172	電子記録債務	20,543
電子記録債権	12,940	短期借入金	12,290
商品及び製品	11,699	1年内返済予定の長期借入金	678
仕掛品	8,053	リース債務	49
原材料及び貯蔵品	3,659	未払法人税等	1,387
その他	1,137	未払費用	1,998
貸倒引当金	△42	前受金	2,219
		賞与引当金	3,124
		工事損失引当金	485
		その他の引当金	11
		その他	2,618
固定資産	56,189	固定負債	9,003
有形固定資産	33,421	長期借入金	1,131
建物及び構築物	8,643	リース債務	887
機械装置及び運搬具	8,007	環境対策引当金	1
工具、器具及び備品	943	退職給付に係る負債	6,461
土地	13,926	資産除去債務	325
リース資産	900	その他	196
建設仮勘定	1,000	負債合計	68,446
無形固定資産	1,182	純資産の部	
投資その他の資産	21,585	株主資本	71,119
投資有価証券	18,870	資本金	31,186
繰延税金資産	616	資本剰余金	6,895
その他	2,260	利益剰余金	34,520
貸倒引当金	△162	自己株式	△1,483
資産合計	151,176	その他の包括利益累計額	10,619
		その他有価証券評価差額金	8,886
		為替換算調整勘定	292
		退職給付に係る調整累計額	1,440
		非支配株主持分	991
		純資産合計	82,730
		負債・純資産合計	151,176

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		125,925
売上原価		94,465
売上総利益		31,459
販売費及び一般管理費		23,998
営業利益		7,460
営業外収益		
受取利息及び配当金	464	
その他	487	951
営業外費用		
支払利息	141	
その他	454	596
経常利益		7,816
特別利益		
投資有価証券売却益	111	
関係会社有償減資払戻差益	18	
その他	2	132
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
ゴルフ会員権評価損	0	
その他	0	3
税金等調整前当期純利益		7,944
法人税、住民税及び事業税	2,359	
法人税等調整額	△5	2,354
当期純利益		5,590
非支配株主に帰属する当期純利益		119
親会社株主に帰属する当期純利益		5,470

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	69,622	流動負債	49,075
現金及び預金	9,327	支払手形	1,301
受取手形	2,663	買掛金	5,280
売掛金	15,503	電子記録債務	13,497
契約資産	4,407	短期借入金	10,800
電子記録債権	15,174	1年内返済予定の長期借入金	678
商品及び製品	10,125	リース債務	7
仕掛品	5,267	未払金	1,097
原材料及び貯蔵品	2,968	未払費用	1,925
前払費用	222	未払法人税等	617
その他	3,963	前受金	1,962
固定資産	58,359	預り金	9,135
有形固定資産	27,069	賞与引当金	2,235
建物	5,539	工事損失引当金	438
構築物	960	その他の引当金	5
機械及び装置	6,360	その他	91
車両運搬具	64	固定負債	8,687
工具器具備品	680	長期借入金	1,131
土地	12,510	リース債務	13
リース資産	18	退職給付引当金	7,435
建設仮勘定	934	環境対策引当金	1
無形固定資産	920	資産除去債務	106
ソフトウェア	860	負債合計	57,762
施設利用権	14	純資産の部	
その他	46	株主資本	61,340
投資その他の資産	30,369	資本金	31,186
投資有価証券	18,720	資本剰余金	6,959
関係会社株式	9,043	資本準備金	6,959
関係会社出資金	104	利益剰余金	24,678
長期貸付金	1,003	利益準備金	836
長期前払費用	36	その他利益剰余金	23,841
繰延税金資産	503	繰越利益剰余金	23,841
その他	1,072	自己株式	△1,483
貸倒引当金	△115	評価・換算差額等	8,878
資産合計	127,981	その他有価証券評価差額金	8,878
		純資産合計	70,218
		負債・純資産合計	127,981

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		79,627
売上原価		58,585
売上総利益		21,041
販売費及び一般管理費		16,891
営業利益		4,150
営業外収益		
受取利息及び配当金	831	
その他	470	1,302
営業外費用		
支払利息	135	
その他	646	781
経常利益		4,670
特別利益		
投資有価証券売却益	111	
関係会社有償減資払戻差益	18	
その他	2	132
特別損失		
投資有価証券評価損	2	
ゴルフ会員権評価損	0	3
税引前当期純利益		4,799
法人税、住民税及び事業税	1,193	
法人税等調整額	119	1,313
当期純利益		3,486

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 業務執行社員 公認会計士 松本勝幸

代表社員 業務執行社員 公認会計士 武藤元洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松本勝幸

代表社員
業務執行社員 公認会計士 武藤元洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの構築・運用状況及びグループ会社における社内管理体制の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努め、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性及び妥当性を検証いたしました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門から定期的実施した監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書、期末現物照合実査立会い、期末実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告（各四半期・期末監査実施報告等）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社栗本鐵工所 監査役会

常勤監査役 藤本 幸隆 ㊟

社外監査役 有田 真紀 ㊟

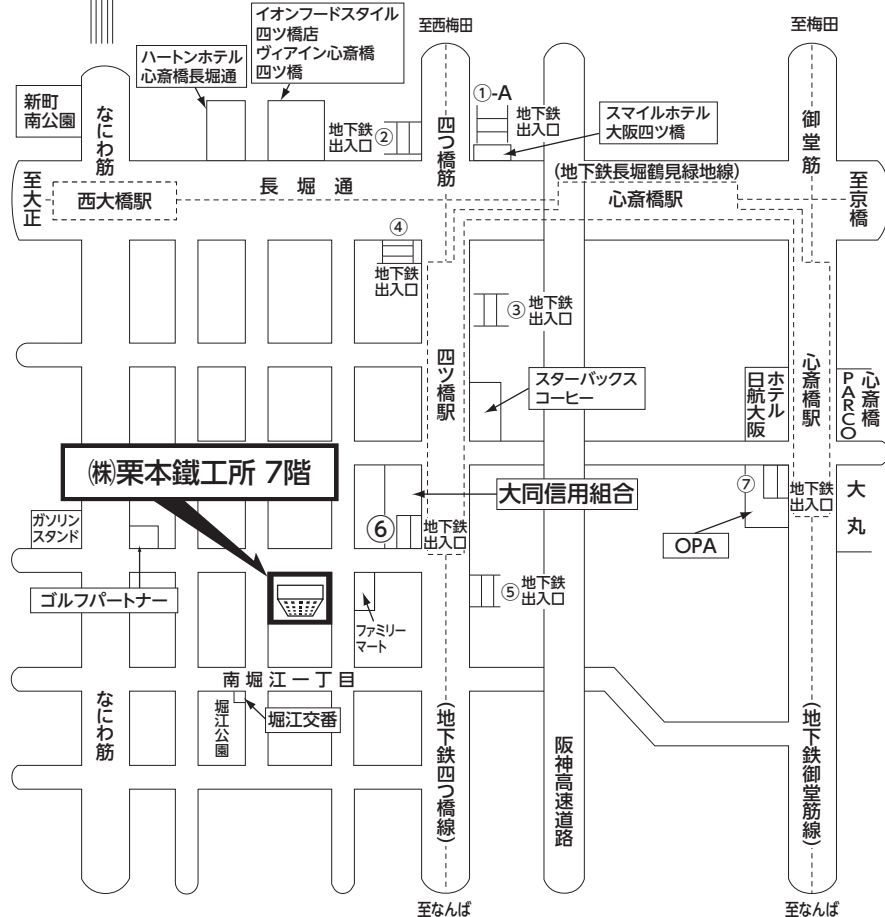
社外監査役 本多 修 ㊟

以上

株式会社栗本鐵工所 定時株主總會 会場ご案内図

大阪市西区北堀江一丁目12番19号

TEL(06)6538-7601



※ ご来場の際は、四ツ橋駅⑥番出入口が便利です。
駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。